

知っていますか？

食の安全安心情報 令和7年11月5日号

食品添加物のこと

— 食品添加物の表示について —

表示を見てみましょう

【表示例】

名 称	
原材料名	食肉(豚肉(輸入)、牛肉)、たまねぎ、粒状植物性たん白、つなぎ(パン粉、鶏卵、粉末卵白)、ぶどう糖、小麦加工品、しょうゆ、植物油脂、ソテーオニオン、食塩、食物繊維、発酵調味料、香辛料、卵殻粉／加工でん粉、酢酸(Na)、グリシン、 リゾチーム、シヨ糖脂肪酸エステル、アセロラ濃縮果汁 、(一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆・豚肉を含む)
内容量	

※この表示例は実際の食品をもとに加工作成しています。

四角で囲われた一括表示(義務表示)は、食品表示基準等の様々な法令で表示方法が定められています。原材料名には、使用されている食品や添加物も原則としてすべて表示されています。原材料名の項目の『／』の後や改行して記載されているもの(表示例の黄色のマーカーで示しているもの)が**食品添加物**です。量の多い順に記載されます。表示を間違えると、法令違反となります。

「無添加」「〇〇不使用」などの表示



「無添加」「〇〇不使用」等の表示は、消費者が実際の商品よりも良いものであると誤認をしてしまうおそれがあります。そのため、消費者庁は事業者が消費者に対して誤認を与えない表示を行うように、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を作成し、2024年4月から運用しています。

※大津市においても、食品表示基準に基づく食品添加物等の適正表示の徹底を指導しています。

食品添加物の安全性

食品添加物は、食品安全委員会(食品安全基本法に基づき、内閣府に設けられている専門機関です。)が**毎日食べ続けても安全と考えられる量**を決定しています。

そして、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省が、消費者の健康に危害を及ぼさないように、食品添加物の指定や使用基準の決定などの管理をしています。

現在、食品添加物による事故などは起きていません。

食品添加物は体に悪いものと決めつけてしまうのではなく、消費者である皆さんそれぞれが食に関する知識と理解を深め、食品表示をしっかりと見て、自分で判断をして食品を選ぶ力を身につけることが何よりも大切です。



大津市保健所 衛生課 食の安全推進係

TEL:077-511-9203 ☆X(旧Twitter):「大津市保健所衛生課」で検索!